

## 小劇場使用時の注意事項

舞台設備は工事現場の仮設機材と同じとお考えください。

常に危険を伴う可能性がありますのでセンター職員の指示に従っていただきます。

吊りものなど頭上にも危険なものが存在しますので、搬入・搬出時は特に注意してください。

(図面はHP上でもダウンロードできます。)

- 
- 搬入口（シャッター）の開閉は基本的にセンター職員が行います。搬入・搬出時は申し出てください。  
搬入用エレベーター 重量制限 2,500 kg  
入口寸法 高さ 2.9m(約9尺)×幅 2.1m 奥行 3.2m
  - 舞台上は1寸2分釘まで釘打ち可能です。(ただし框部分は除きます。)
  - 舞台上では**ビニールテープ（電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ）以外の使用は禁止**します。
  - 備品および設備への貼り紙などは原則的に禁止します。演出の都合上どうしても必要な場合は、事前に職員にご相談いただき、撤収時粘着材を残さずきれいにはずせるように養生して掲示するなど、充分に気をつけて掲示してください。
  - 平台を使用する場合、組立、撤収は主催者側でお願いします。なお、組み終わった時点で職員に安全の確認を受けてください。
  - 所作台・大臣を使用する場合は、舞台専門技術者を主催者側で依頼してください。
  - 所作台に上がる時は、靴下・足袋を着用してください。土足・裸足は厳禁とします。
  - 音響反射板は職員が組み立て、撤収します。その際舞台上への立ち入りを制限する場合がありますので、ご了承下さい。(音響反射板の組立には約30分程かかります。)
  - ピアノをご利用の場合も、上演中の舞台転換は基本的に主催者側で行っていただきます。センターの用意する手袋を必ず着用し、静かに移動させてください。
  - ピアノの調律は、利用時間内に行ってください。
  - 緞帳の開閉など操作盤での運転操作は、センター職員またはセンター職員の認めたものとします。無断操作、未経験者の操作は厳禁とします。
  - 吊りものなど綱場での操作は、センター職員の認めたものとします。無断操作・未経験者の操作は厳禁とし、綱場への立ち入りも禁止します。
  - 演出の都合上、誘導灯を消灯する場合は、事前にセンターへ申し出てください、当日場内放送で観客へ注意を促す必要があります。(会場に規定の放送原稿が用意されています。)

- 演出の都合上、裸火または煙、スモークマシン等を使用する場合は、所轄の消防署（岐阜中消防署）に申請書を提出し、許可書の写しを添付して使用日までに文化センターの承認を受けてください。また、**クラッカーを含む火薬が使用されているものも申請が必要です。**
- 講演会、式典、大会等センタースタッフで音響、照明を担当する場合、仕込み・合わせ時間を1時間、終了後の片付けの時間を1時間ほどスケジュールに組み込んでください。
- カラオケ、コンサート、演劇、舞踊等（有料公演を含む）照明・音響操作が必要な場合は専門業者に依頼してください。その際に発生する料金は主催者側のご負担となります。（依頼先がわからない場合は、お申し出いただければご紹介いたします。）